

豊中市制施行 90 周年記念動画制作業務 仕様書

1. 委託業務名

豊中市制施行 90 周年記念動画制作業務

2. 業務履行期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

※令和 8 年（2026 年）10 月 17 日（土）に開催予定の市制施行 90 周年記念式典にて上映することを想定していることから、「6. 納期」について確認のうえ、工程遅延がない計画とすること。

3. 目的

本市は、令和 8 年（2026 年）10 月 15 日に市制施行 90 周年を迎えることから、本市発展の歴史を振り返るとともに、市民が本市に対する誇りと愛着をより深め、まちづくりへの意欲を喚起される内容を交えて、本市の魅力を市内外に PR する動画を制作する。

4. 制作物の内容

（1）制作動画

本編動画（5 分～10 分間程度） 1 本

（2）構成

- ・本市の歴史（特に、平成 28 年（2016 年）以降から現在に至るまちの変化）や将来のまちづくりに触れること。
- ・未来を担う子どもや若い世代がこれからのまちづくりの主役であることを印象づける内容とすること。
- ・本市制作の動画であることがわかるよう、動画内に「豊中市」を表示すること。
- ・必要に応じてテロップを付けること。

（3）画質等

- ・画質は、4K ウルトラ HD（3840×2160）
- ・アスペクト比は、「16：9」（横型）
- ・ファイル形式は、MP4 形式又は、MOV 形式

（4）動画の用途

- ・本編動画は、令和 8 年（2026 年）10 月 17 日（土）市制施行 90 周年記念式典にて上映
- ・その他、市ホームページやデジタルサイネージに掲載

5. 成果物

（1）記念動画データ

本編動画について、「完成映像データ」、「テロップなしの完成映像データ」、「素材データ」を電磁的

記録媒体により納品すること。

(2) 使用権利関係書類

BGM やナレーション、素材等の使用に関するライセンス証書等を必要に応じて提出すること。

6. 納期

初回納期を令和 8 年 (2026 年) 9 月 15 日 (火) とし、複数回の校正を含めた打合せを経た後、最終納期を令和 8 年 (2026 年) 9 月 30 日 (水) とする。

7. 著作物の利用及び著作権

- ・本業務の成果物の著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定される権利を含む)、所有権、その他の一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
- ・受託者は、委託者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- ・制作過程において使用する素材については、権利処理を受託者の責任において行うこと。

8. 本業務実施における条件

(1) 企画・構成

- ・動画制作の企画や構成については、委託者と協議、確認しながら進めること。

(2) 取材及び撮影

- ・決定した企画や構成案に基づき、必要な取材及び撮影を行うこと。
- ・撮影に必要なスタッフ、出演者、機材、車両及び消耗品等の手配や管理の一切を行うこと。
- ・撮影にあたり必要となる関係者及び関係場所の撮影許可取得や日程調整等の手続きの一切を行うこと。
- ・市民や関係者等の出演者をキャスティングする場合は、事前に委託者と協議のうえ決定し、撮影や使用承諾等の同意書を取得すること。
- ・出演者の募集や選定を行う場合は、委託者と協議のうえ募集や選定の方法を提案すること。

(3) 資料等の貸与

- ・受託者は、本業務の遂行に必要な資料等の貸与を発注者に申し出ることができるが、本業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。

(4) 一括再委託等の禁止

- ・本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の遂行に必要と認められるものは、発注者の承諾を得て業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

(5) 履行遅延の報告

- ・受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。

(6) 秘密の保持

- ・受託者は、本業務により知り得た情報を、業務中、完了後も第三者に漏らしてはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。

(7) 個人情報の保護

- ・受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。

9. その他

本仕様書に定めのないものについては、市と受託者両者協議のうえ、これを定める。